

柳井市公園施設長寿命化計画

令和 7 年 3 月

山口県 柳井市 都市計画・建築課

1. 都市公園整備状況

(令和7年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
20	38.09ha	13.14 m ²

2. 計画期間（西暦）〔令和7年度～令和15年度（10箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

②選定理由

〔計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」とする。〕

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
97	9	95	18	17	0	27

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
313	-	232	808

※園路広場等の施設については、平成30年度策定の長寿命化計画より範囲の変更等を行っている。

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、指定管理受託者が不定期に公園管理（点検、修繕、清掃等）を実施し、定期点検等（特殊設備、遊戯施設等）は、専門業者等が年1回実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

③選定理由

公園の供用開始年度より 20 年以上が経過し、多くの公園施設で処分制限期間を迎える時期となっている。機器の不具合や、劣化・損傷が著しい施設も見受けられることから、これらの公園施設の健全度の把握を行い、平成 30 年度に策定した長寿命化計画の改訂を行うこととした。

計画対象公園施設については、長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2023 年 11 月から 2024 年 1 月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、平成 30 年度に策定した長寿命化計画に記載された公園施設やアクアヒルやないの各種設備を対象に、予備調査・健全度調査を実施し、調査により把握した劣化・損傷状況に基づき、健全度判定・緊急度判定を行った。健全度・緊急度判定の結果は、公園施設履歴書として任意の様式にて、整理を行った。

なお、予防保全型管理のうち、アクアヒルやないについては、建物の仕様や修繕履歴を整理した施設カルテの作成を行うとともに劣化・損傷の箇所を示した劣化図の作成を行った。

2. 遊具等

「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づいた点検結果を活用した。

3. 各種設備

各種定期点検結果等により、健全度判定を行った。

表 健全度判定の結果（単位：施設）

個別施設	小計	健全度判定				備考
		A	B	C	D	
a. 一般施設	526	243	225	52	6	D 判定は利用禁止とした
b. 遊具等	18	6	12	0	0	
c. 土木構造物	14	3	9	2	0	
d. 建築物	10	0	4	6	0	
e. 各種設備	240	32	30	178	0	
計	808	284	280	238	6	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

表 緊急度判定の結果（単位：施設）

個別施設	小計	緊急度判定		
		低	中	高
a. 一般施設	526	468	52	6
b. 遊具等	18	18	0	0
c. 土木構造物	14	12	2	0
d. 建築物	10	4	6	0
e. 各種設備	240	61	179	0
計	808	563	239	6

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持管理（清掃・保守・修繕）と日常点検は、指定管理受託者により適宜実施し、公園施設の機能保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の著しい異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、維持管理、補修・改修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、指定管理受託者によるもののほか、地域住民等によるアダプトプログラムの活用を検討する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

点検の結果、使用不可となる施設の劣化や損傷を把握した場合、直ちに利用禁止の措置を行う。

同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修・改修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. 各種設備

法で定める年1回実施する定期点検や保守点検の結果を健全度調査として活用する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

事後保全・予防保全の類型は、施設の規模・構造等を考慮し設定を行い、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。

毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の一定規模以上の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

b. 遊具等、e. その他設備等

日常点検及び年1回実施する定期点検や保守点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

定期点検や保守点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修・改修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

延床面積が特定建築物に該当する施設は、法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し、その結果を健全度調査として活用する。また、その劣化・損傷状況や指摘事項、経過年数に基づき、建築物の補修・改修等の長寿命化対策、もしくは改築を検討・実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

維持管理（清掃・保守）と日常点検で公園施設の健全度の把握を行っていく。

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の維持管理（修繕）、補修・改修、更新等の長寿命化対策を行う。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

舗装については、劣化や損傷が顕著（舗装面積の1/2以上等）となった段階で、施設（箇所）毎に判断し、仕様の変更等を検討したうえで更新等の長寿命化対策を実施する。

8. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度（西暦）：〔令和 10 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- 次回以降の健全度調査の結果等が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- 見直しの際は、公園施設の利用状況を考慮しつつ、廃止・集約化に向けた検討を実施する。